

エコマーク商品類型
No.103「衣服Version3」
No.104「家庭用繊維製品Version3」
No.105「工業用繊維製品Version3」
新認定基準(案)について

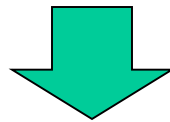


エコマーク事務局

エコマーク事業の概要など について

エコマーク事業の目的

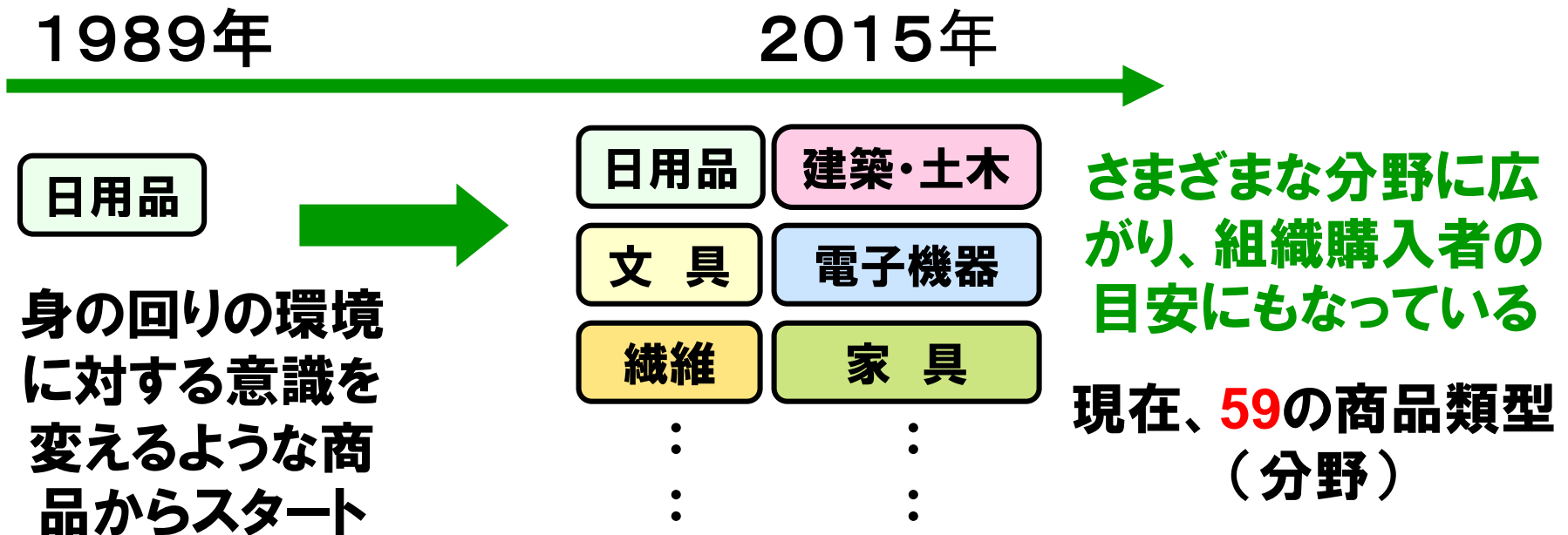
環境保全に役立つと認められる商品（製品およびサービス）に「エコマーク」を付けることで、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、**持続可能な社会の形成に向けて事業者ならびに消費者の行動を誘導していく。**



事業者と消費者とをつなぐコミュニケーション手段

エコマーク事業の概要

- 制度開始＝1989年（平成元年）
- ISO14024（タイプ I 環境ラベル）に則った制度
- **5,486商品**を認定（1,615社）（2015年3月末現在）



エコマークは我が国唯一のタイプI環境ラベル

ラベルの特徴により、**タイプI**・**タイプII**・**タイプIII**の3種類

タイプI (ISO14024) “第三者認証”

第三者が『資源の採取から廃棄まで』**全ライフサイクル**における環境影響を一定の基準に基づいて**認定**



ブルーエンジェル
(ドイツ)

タイプII (ISO14021) “自己宣言”
事業者の一定の基準を満たしている製品に対して
表示される**自己宣言**



など

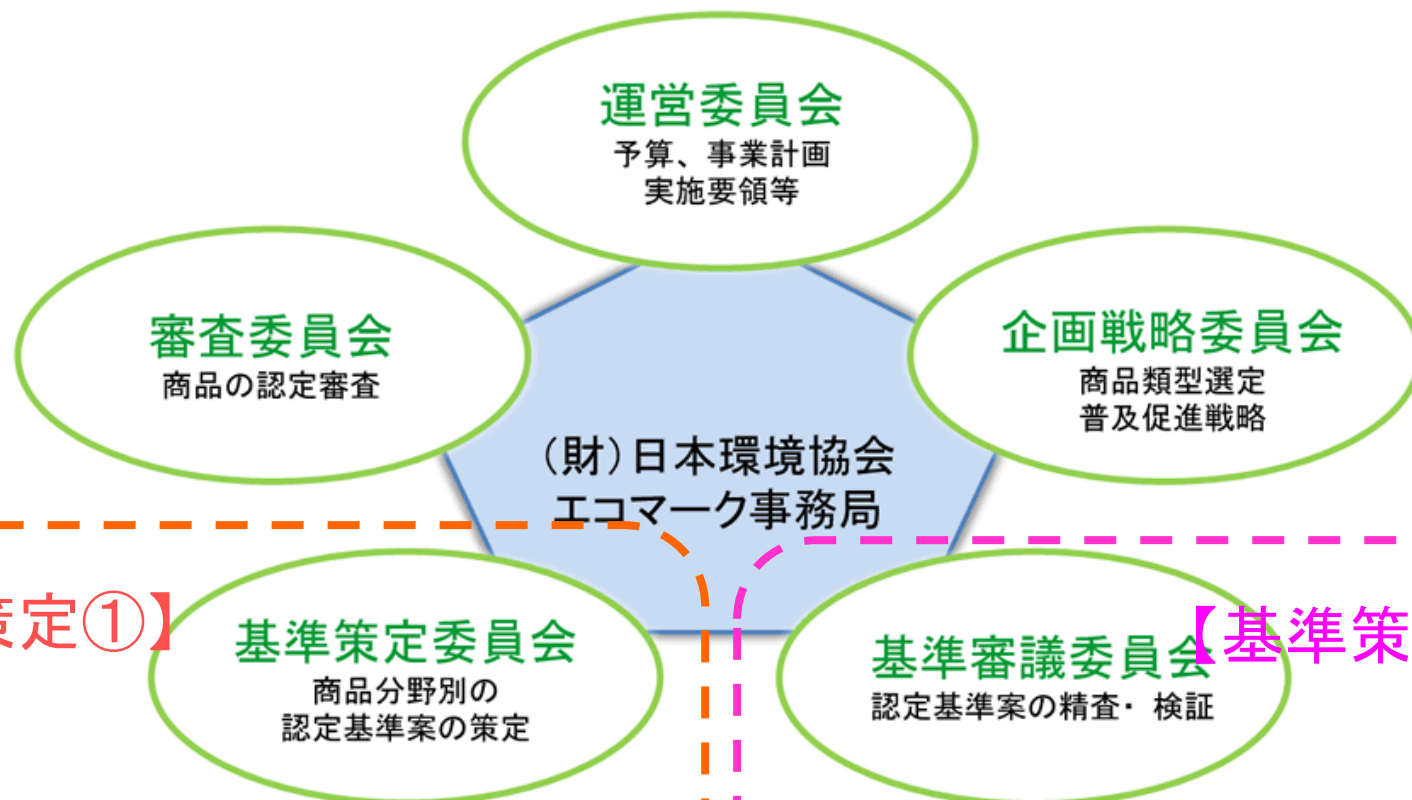
タイプIII (ISO14025) “環境情報表示”

製品が環境に与える負荷を、技術報告書等で
定量的に表示



1つの環境側面だけでなく、総合的な環境評価
自己宣言でなく、公平・客観的な立場で審査・認定

委員会制度及び多様なステークホルダーの参加で 公平性・透明性を確保



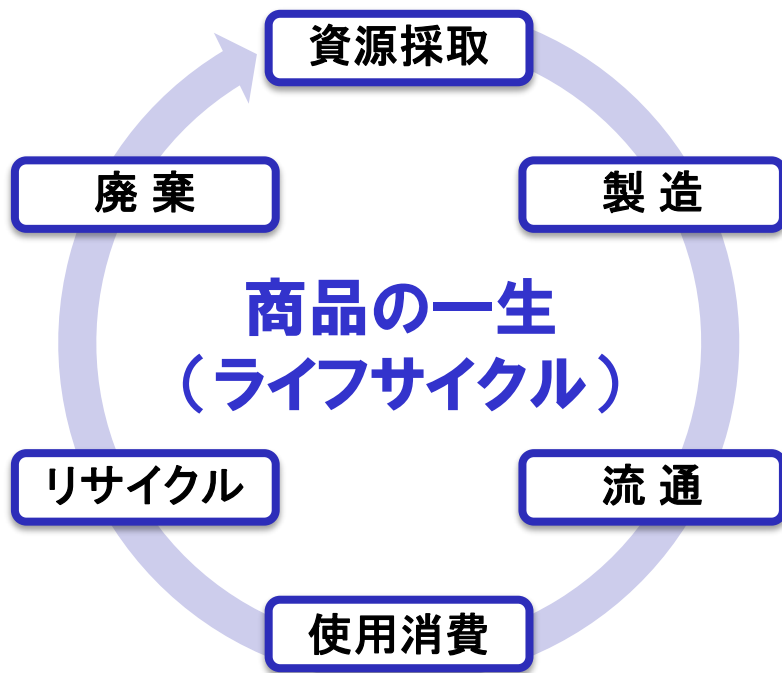
【基準策定①】

【基準策定②】

- ・消費者、事業者、中立者の参加
- ・パブリックコメントの実施

- ・中立の学識者による基準案のレビュー

ライフサイクルの考慮



+

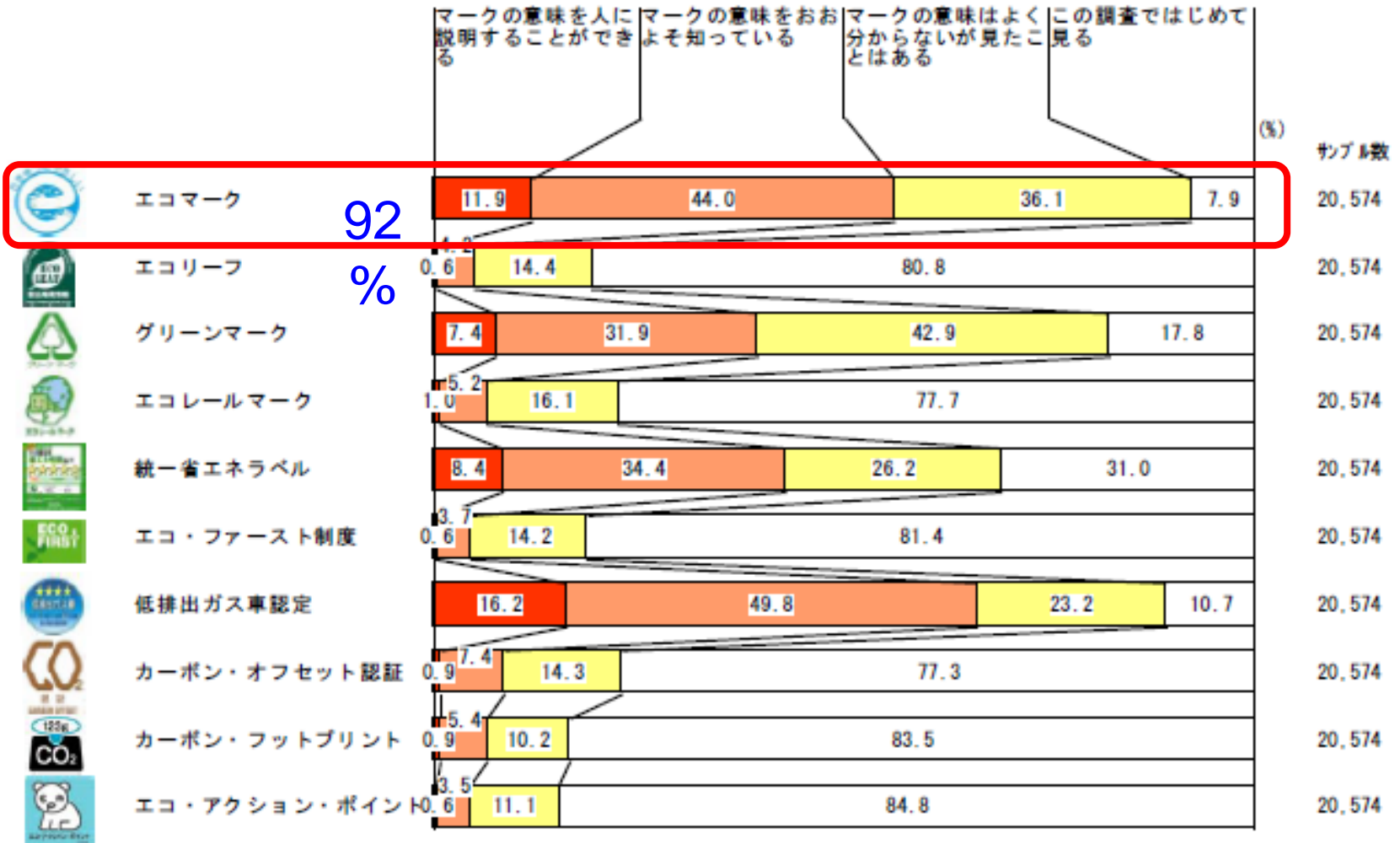


- ▶ 地球環境を総合的に考慮してエコマーク認定基準を策定

エコマークの取得メリット、 普及活動などについて

エコマークの取得メリット①

◆エコマークは日本の環境ラベルで最も認知度が高く、消費者とのコミュニケーションツールとして活用できます









出典：平成23年グリーンマーケット+(プラス)研究会(第2回)資料 消費者インターネット調査・サンプル数20,574(環境省)

エコマークの取得メリット②

◆環境配慮型商品の選択の目安に広く利用されており、
入札等における販売機会の拡大が期待できます

地方自治体がグリーン購入に際して参考に行っている環境ラベリング制度等

環境ラベル	%
 エコマーク	96.6
 グリーンマーク	86.8
 再生紙使用マーク(Rマーク)	85.8
 低排出ガス車認定制度	76.5
 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領	65.1
 国際エネルギースタープログラム	38.8

出典：平成24年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査(環境省)

○調査対象：全国1,789地方公共団体 回収率：79.0%

○調査時期：平成24年9月～11月

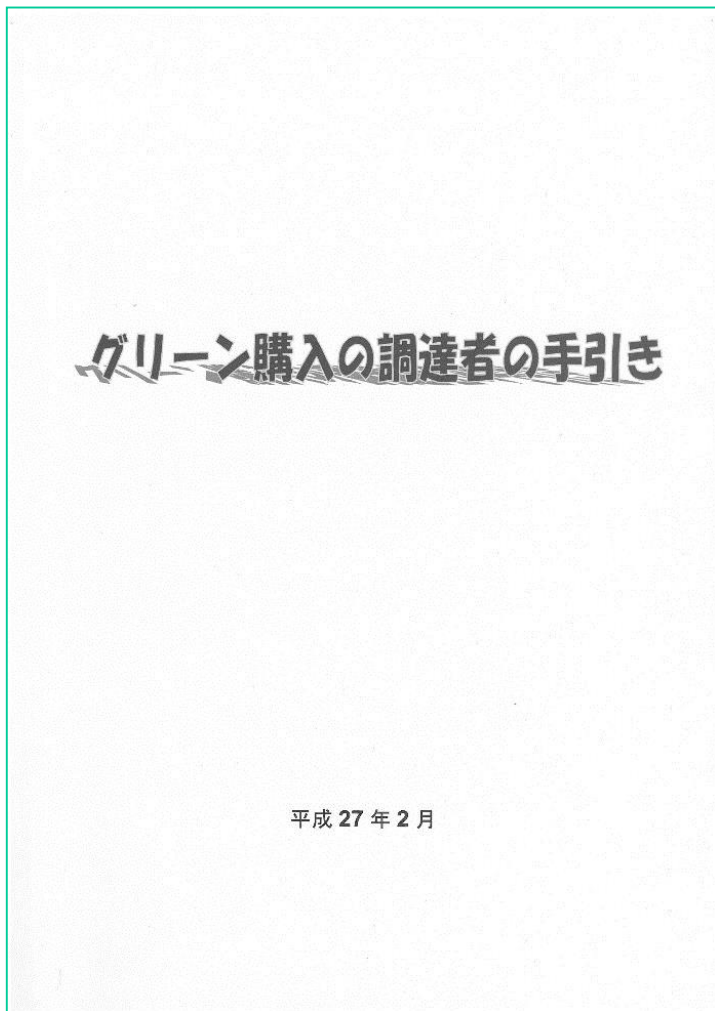
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」(2000年成立、2001年4月施行)

国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進する

特定調達品目:21分野270品目




- ▶ **エコマークの基準は、原則、グリーン購入法の判断の基準の上位基準となっています。**
- ▶ **調達時の基準適合の確認方法として、エコマークが利用されています。**

環境省発行の「グリーン購入の調達者の手引き」(平成27年2月)では、参考となる環境ラベルとして、エコマークが紹介されています



平成 27 年 2 月

1 分野別の概要

■ 15 制服・作業服			
参考となる 環境ラベル	 エコマーク	 PET ボトルリサイクル 推奨マーク	 エコユニフォーム マーク
	* エコマーク認定品は、 グリーン購入法に適合し ています	* 上記マーク製品は、再生 PET 樹脂 25%以上の基準を 満たしています	* 上記マーク製品は、 グリーン購入法に適合 しています
対象品目と判断の基準			
制服 作業服	【次のいずれかを満たすこと】 <ul style="list-style-type: none"> ● 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上(裏生地を除く) ※ポリエステルが裏生地を除く繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比 50%以上 <ul style="list-style-type: none"> ● 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システム ● 植物を原料とする生分解性の合成繊維が 25%以上かつ回収システム ● 植物を原料とする非生分解性の合成繊維が 25%以上、または 10%以上かつ回収システム 		
帽子	【次のいずれかを満たすこと】 <ul style="list-style-type: none"> ● 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 <ul style="list-style-type: none"> ● 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システム 		
備考			
※制服・作業服については、品目別の解説を参照。 【対象範囲・定義】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生分解性とは、生分解性試験において、60%以上の生分解度を示す性能をいう。非生分解性とは、生分解性でない性能をいう。 【基準の解説】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生 PET 樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比とする。繊維部分全体重量とは、製品全体重量から、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。 ・ 再生プラスチックや植物を原料とする合成繊維で作られた付属品については、再生 PET 樹脂配合率算出の際の分母・分子に加えてもよい。 ・ 回収システムとは、メーカーや販売者が回収ルートを構築しており、製品やカタログ等に回収に関する情報提供がされていることをいう。 【試験・検証方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生分解性の試験期間は OECD テストガイドライン 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、JIS K 6955 等の各試験法が定める期間とする。 			

エコマークの取得メリット③

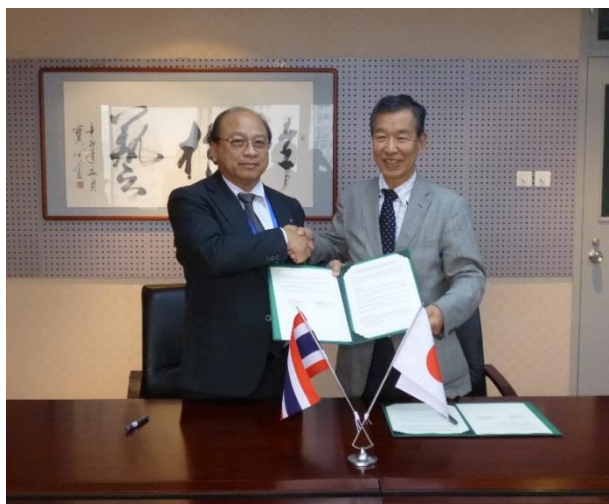
◆エコマークは世界のタイプ I 環境ラベルと相互認証を進めており、国際的な環境配慮商品として展開されることが期待できます



世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)加盟 28団体

相互認証に関する活動実績(2014年度)

時期	会議名称
2014年9月	北米・エコロゴとの相互認証協定締結
2014年10月	タイ・グリーンラベルとの相互認証協定締結 -「プリンタ」および「複写機」での相互認証開始
2014年11月	日中韓三カ国にて「テレビ」での相互認証開始
2014年11月	ドイツ・ブルーエンジェルとの相互認証協定締結



タイ・グリーンラベルとの
調印の様子(10月)

エコマークの普及活動①

イベントフェア出展

- ・エコライフフェア（6月）
- ・エコプロダクツ2014（12月）



エコプロダクツ2014(東京ビッグサイト)

エコマークの普及活動②

消費者グループフォーラムへの参加

- ・北陸(富山)
- ・滋賀



地方消費者グループフォーラムin北陸(富山)

自治体のイベントへの参加

- ・東京都福生市
- ・北海道江別市
- ・兵庫県姫路市
- ・千葉県
- ・茨城県水戸市



ひめじ環境フェスティバル(兵庫)

エコマークの普及活動③

- ・エコマークアワード
- ・ドイツ・欧州の環境規制動向セミナー
- ・信頼性確保セミナー
- ・グリーン購入法説明会 全国8地区（環境省）

→「エコマークとグリーン購入法特定調達品目」パンフレット配布



ドイツ・欧州の環境規制動向セミナー(11月)



信頼性確保セミナー(2月)

「エコマークとグリーン購入法 特定調達品目」パンフレット

グリーン購入法			エコマーク	
分野	特定調達品目	対応状況	対応するエコマーク商品類型	
紙類	情報用紙	3品目		No.106 「情報用紙」
	印刷用紙	2品目	○	No.107 「印刷用紙」
	衛生用紙	2品目		No.108 「衛生用紙」
文具類	下記3品目以外の文具類すべて（80品目）			No.112 「文具・事務用品」
	ごみ箱			No.128 「日用品」
	缶・ボトルつぶし機（手動）	○		紙製：No.114 「紙製の包装用材」 プラスチック製：No.118 「プラスチック製品」
	梱包用バンド			
オフィス家具等	10品目	○	No.130 「家具」	
画像機器等	コピー機			
	コピー機等	複合機		
		拡張性のあるデジタルコピー機		
	プリンタ等	プリンタ	○	No.155 「複写機・プリンタなどの画像機器」
		プリンタ複合機		
	ファクシミリ	ファクシミリ		
	スキャナ	スキャナ		
	プロジェクタ	プロジェクタ	○	No.145 「プロジェクタ」

2015(平成27)年度版
エコマークと
グリーン購入法特定調達品目

エコマークは、グリーン購入法に基づく調達品の判断基準として活用されています。グリーン購入法の基本方針では、調達品等（調達品）の環境負荷を軽減し、資源の有効利用と環境保全の促進が目的とされています。また、環境負荷の軽減が期待される商品には、エコマークがつけられます。

※環境負荷の軽減が期待される商品には、エコマークがつけられます。
環境負荷の軽減が期待される商品には、エコマークがつけられます。

エコマークとは？
エコマークは、環境負荷の軽減が期待される商品に付与されるマークです。
エコマークは、環境負荷の軽減が期待される商品に付与されるマークです。
エコマークは、環境負荷の軽減が期待される商品に付与されるマークです。

エコマーク認定商品を探すには？
エコマーク認定商品を探すには、以下の方法があります。
エコマーク認定商品を探すには、以下の方法があります。

エコマーク事務局ホームページ
<http://www.ecomark.jp/>

すべてのエコマーク認定商品を掲載！
グリーン購入法品目検索
グリーン購入法品目検索
商品類型（認定基準）で検索

GreenStation
エコマーク認定商品を探すための検索エンジンです。
検索エンジン
<http://www.greenstation.net/>
検索エンジン
検索エンジン

公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局
〒100-0002 東京都千代田区千代田1-6-10 東京都千代田ビル
TEL: 03-5643-0056 FAX: 03-5643-0057
Email: info@ecomark.jp



「○」の場合、G法判断の基準に対し、エコマーク基準が同等またはそれ以上 → G法適合商品選択の参考に

エコマークの普及活動④

中高生の環境授業

- ・都内および近県の中学校の訪問受け入れ
- ・近県の高校での環境シンポジウム参加(予定) など

小学生へのPR・

- ・小学生向け環境情報紙エコチル(1~3月号)への掲載
- 東京都内の小学校各号10万部配布**



中学生訪問の様子(10月)



エコチル3月号

エコマークの普及活動⑤

媒体による普及啓発

- ・メールマガジン
- ・ニュースレター「エコマークニュース」
- ・エコマークウェブサイト
- ・Facebookページ など



エコマークニュースとウェブサイト

企業、自治体等と連携した普及啓発


- ・ATCエコマークゾーンの展示
 - エコマーク大阪デスクの開設(毎月第3木曜)
- ・東海三県一市グリーン購入キャンペーン
- ・エコマークのシンボル利用の推進
- ・グリーンステーション等への掲載 など

エコマークの常設展示
(大阪・ATC)



エコマークウェブサイトでは、全てのエコマーク認定商品を掲載しています。

ジャンル別/グリーン購入法品目/認定基準/フリーワード



[エコマーク商品検索トップ](#) > [グリーン購入法品目で検索](#)

グリーン購入法品目で検索

2015年2月2日現在

www.ecomark.jp

グリーン購入法の特定調達品目（公共調達用品目）に該当するエコマーク商品が検索できる品はグリーン購入法の特定調達品目の【判断の基準】に適合しています。原則としてエコマーク【判断の基準】と同等以上となるよう制定していますが、一部の品目で一致していないケースもあり、【判断の基準】への適合/不適合を示すものではありません。なお、エコマーク認定基準とグリーン購入法の【判断の基準】との対応状況は、こちらをご参照ください。

2014年度版 エコマークとグリーン購入法特定調達品目

分野	件数
紙類	109
文具類	888
オフィス家具等	58
OA機器	1165

エコマーク商品検索

ジャンルで検索 ▶

グリーン購入法品目で検索 ▶

商品類型(認定基準)で検索 ▶

エコマーク商品情報サイト・カタログ グリーンステーション

<商品情報は...>

www.greenstation.net

2014年度グリーン購入法対応 エコマーク商品総合情報サイト

検索

グリーン購入法 カテゴリー

Green Station

文具・事務用品 OA機器 建築・土木資材・設備
紙類 生活用品 防災用品
機器類 繊維製品 その他の商品

掲載品数: 7343点 掲載商品更新日時: 2015年01月30日

グリーンステーションに掲載しませんか?

- ★ 正確で詳細な商品情報をWebサイトで提供します!
- ★ 地方自治体で稼働している電子調達システム内に掲載します!
- ★ 全国の地方自治体・環境推進企業向けカタログ(約18,000部配布)に掲載します!

当サイト掲載企業一覧 商品掲載はこちら

簡単! 便利!
電子カタログサービスのご提供

多くの公共機関でご利用いただき
ありがとうございます!!

ニュースピックアップ

- 2015/01/19 「エコマークアワード2014」で株式会社初田製作所が銀賞受賞!
- 2015/01/15 エコマーク事務局情報 エコマークアワード2014受賞者決定について
- 2015/01/07 エコマーク事務局情報 定額入札のキヤンセル26+325/6MP互換に黒インクを追加した「プラスワンBOX」がリニューアル!(エコリカ)
- 2014/12/09 年末年始のお知らせ
- 2014/12/05 エコマーク事務局情報 12月11日から開始予定「エコプラダ2014」のご案内

<ご購入は...>

www.shop.greenstation.net

エコマーク商品専門ショッピングサイト(GS SHOP) (文具・事務用品など)

GS SHOP エコマーク商品専門ショッピングサイト

商品一覧 買い物カゴ お支払い/送料 初めての方へ 会社概要 お問い合わせ

事務用品から生活用品まで取扱商品はすべて **エコ商品**です。

¥2,200以上のお買上げで **送料無料**

エコリカリサイクル インクカートリッジ 154商品
ネームランドテープ 133商品

そのほか取扱商品多数! 充実の品揃えです!

クレジット決済には“安全な”
SBIペイトランスのサービスを利用しています。
VISA MasterCard JCB American Express VeriTrans

エコリカリサイクル
インクカートリッジ
PICKUP! ご購入はこちら!

弊社取り扱いの使用済み
インクカートリッジ・
テープカートリッジの
回収について

大阪府豊中
なにがごとく
エコ良品
ショップ

商品を探す

情報紙 筆記具 一般事務用品 ファイル/バインダー類

もしくは、カタログにて



エコマーク商品類型

No.103「衣服Version3」

No.104「家庭用繊維製品Version3」

No.105「工業用繊維製品Version3」

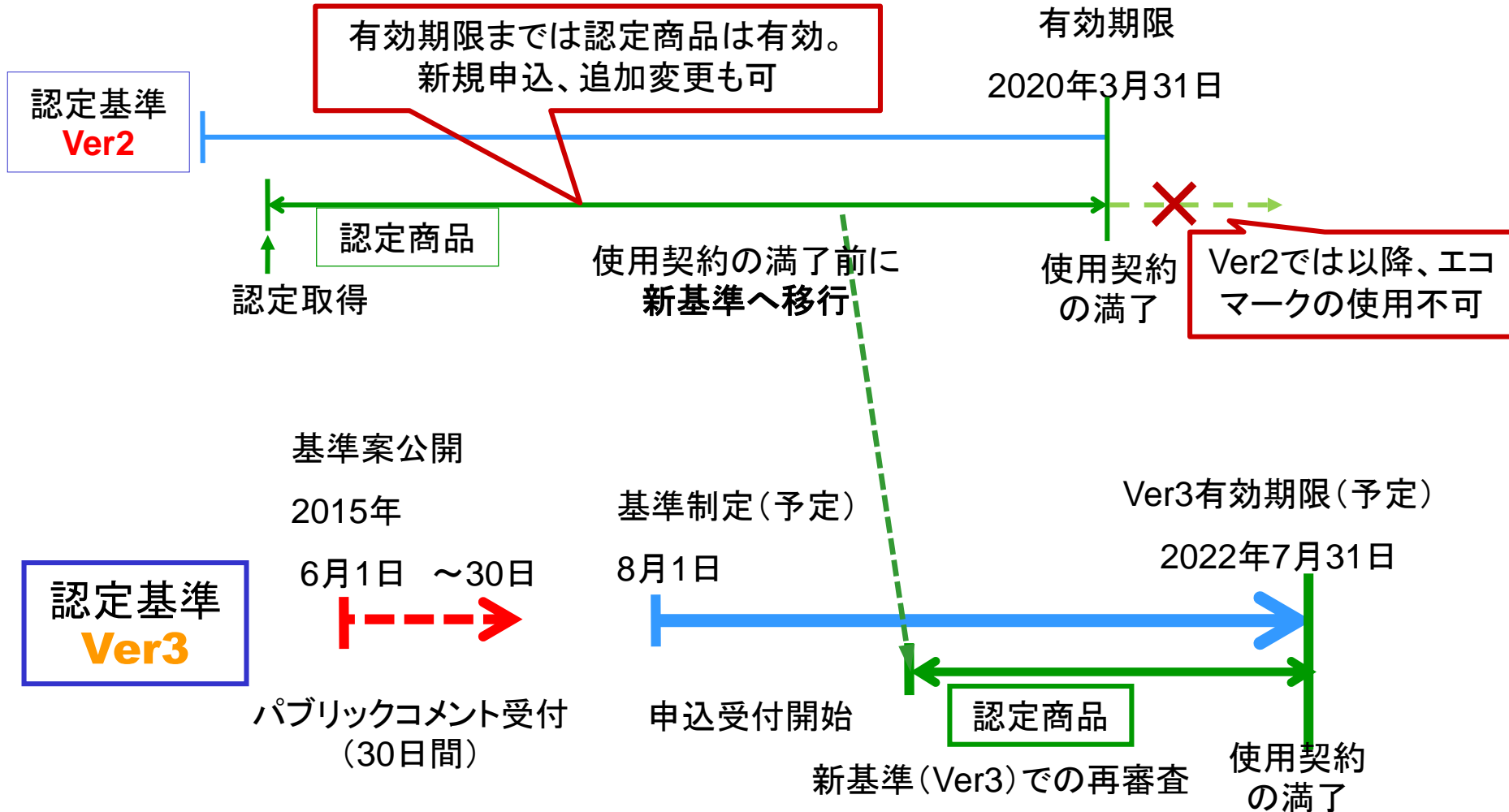
公開案

**現行基準からの見直しの
主なポイントなどについて**

基準見直しの背景

- 2003年に現行基準が制定されてから10年以上経過し、認定期間の長期化が進んでいること。
- 現行基準は10回程度の部分改定を実施しているが、グリーン購入法との整合性をより高める点など含め、総合的にレビューする必要があること。
- 植物由来合成繊維や綿製品の混用など、新たな評価項目への社会的なニーズ等があること。

Ver3基準制定スケジュールとVer2の関係



継続を希望される既認定商品は、現行基準の有効期限
(2020年3月31日)までに、再審査を完了してください

新基準Version3の適用範囲

No.103「衣服Version3」

対象：衣服全般（作業服、制服等）、帽子、手袋、靴下

No.104「家庭用繊維製品Version3」

対象：家庭用繊維製品（カーテン、タオル、寝具等）、身の回り品（ハンカチ、エプロン等）、紡織基礎製品（糸、布）、その他（テント、ぬいぐるみ等）

No.105「工業用繊維製品Version3」

対象：工業用繊維製品（重布類、油吸着材、ホース類、土木用繊維資材等）、不織布、フェルト、網地

※対象品目はVersion2と同様。ただし質量または面積に占める繊維割合が50%以上を占める製品を明記

基準見直しの主なポイント

4-1-1.主環境要件

■ グリーン購入法との整合

特定調達品目におけるリサイクル繊維等配合率／
植物由来合成繊維／布団類の中詰の再使用など

■ 新たな評価項目の追加

繊維由来リサイクル繊維／羊毛／セルロース系化学繊維

■ 綿製品の要件の見直し

■ 現行基準の審査等における課題の改善

■ 有害物質の追加と他規格との整合

1.認定基準制定の目的

2.適用範囲 →本商品類型の対象とする製品の範囲

3.用語の定義 →認定基準で使用される用語の定義

4.認定の基準と証明方法 →環境および品質に関する認定基準とその証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.主環境要件【選択：(1)~(5)のうちいずれか1つを選択して適合】

4-1-2.有害物質 【共通：(6)~(9)の全てに適合】

4-1-3.その他 【共通：(10)~(12)/(13)全てに適合】

4-2.品質に関する基準と証明方法

5.配慮事項 →必須要件ではないが、適合することが望ましい推奨事項

6.商品区分、表示など →申込区分、エコマークの表示などの規定

Version2認定基準(現行基準)の選択肢

省資源と資源循環

リサイクル繊維の使用

未利用繊維
の使用

廃植物繊維
の使用

使用後の回収・リサイクル
システム

地球温暖化の防止

4つの
重点領域

オーガニックコットン
100%の綿製品

精練漂白時の使用薬剤
を制限した綿製品

生物多様性の保全

有害物質の制限とコントロール

Version3新認定基準の主環境要件(選択肢)

省資源と資源循環

リサイクル繊維の使用

繊維由来リサイクル
繊維の区分を新設

未利用繊維の使用

廃植物繊維
を含む

植物由来合成繊維の
使用

使用後の回収・リサイク
ルシステム

リサイクル可能率、
リサイクル繊維等10%追加

4つの 重点領域

オーガニックコットン
30%以上の使用

森林認証材を使用した
セルロース系化学繊維

生物多様性の保全

地球温暖化の防止

精練漂白時のエネルギー使用量の削減と
水生環境に有害な化学物質を削減した綿

殺虫剤、クロム染料を
削減した羊毛

有害物質の制限とコントロール

4-1-1. 主環境要件 (選択肢) の概要

現行Version2 (a~dいずれかに適合)

a 製品全体に対する基準配合率
未利用繊維10%^{注)}、廃植物繊維10%
反毛繊維10%^{注)}
ポリマーリサイクル繊維50%
ケミカルリサイクル繊維50%
その他のリサイクル繊維50%

表生地に対する基準配合率(60%) 防寒衣料を除き廃止

d 使用後に引き取り、リサイクルされる製品

綿100%製品

b 無漂白・過酸化水素漂白・オゾン漂白綿、蛍光増白剤不使用

c 有機栽培100%

注) No.105のみ70%

新基準Version3 ((1)~(5)いずれかに適合)

(1)未利用繊維10%^{注)} (廃植物繊維含む)
反毛繊維10%^{注)}
ポリマーリサイクル繊維50%
ケミカルリサイクル繊維50%
⇒ **繊維由来リサイクル繊維**の場合は25%
その他のリサイクル繊維50%

(2)植物由来合成繊維の使用

(3)使用後に引き取り、リサイクルされる製品
製品のリサイクル可能率70%
(任意)リサイクル繊維、植物由来合成繊維10%

(4)綿、羊毛、セルロース系化学繊維70%以上の製品

① 綿
a 精練漂白工程の薬剤制限、省エネ
b オーガニックコットン30% ※①はa、bのいずれかに適合

②羊毛(クロム染料削減、寄生虫防除剤削減)

③セルロース系化学繊維(森林認証材70%等)

(5) 上記以外の場合、(1)(2)と(4)の組み合わせ

グリーン購入法との整合について

■ 公共調達等に一層活用頂く為に、より整合を図った。

- 判断の基準に対応するため、モップ、作業用手袋の基準配合率を一部引き上げ
- 原則として製品全体(繊維部分質量)における基準配合率に計算を統一
- 植物由来合成繊維の基準を新規設定
- 製品使用後の回収・リサイクルの場合におけるリサイクル繊維・植物由来合成繊維の使用10%以上を追加
- 再使用した詰物80%のふとんの基準(選択肢)を追加

新たな評価項目の追加について

- 使用済み繊維製品の廃棄量の削減・リサイクル率の向上を図る対応
 - ・「繊維由来リサイクル繊維」の区分を新たに設定し、故繊維由来のリサイクル繊維の基準配合率を優遇(引き下げ)
- リサイクル繊維、綿製品以外の繊維種を使用した製品ニーズへの対応
 - ・植物由来合成繊維の追加(G法にも関連)
 - ・リサイクル羽毛を100%用いたダウンジャケットの追加
 - ・羊毛、セルロース系化学繊維の基準を設定

綿製品の要件の見直しについて

■従来の綿100%製品の枠組みを大幅に変更

- 綿を含め、要件を満たす羊毛、セルロース系化学繊維が70%以上の製品が対象(残り30%未満は他繊維との混用可)

■綿の精練漂白(無漂白・過酸化水素漂白・オゾン漂白)の要件を変更

- 現行基準はリスト掲載薬剤以外を使用禁止

⇒水生環境に有害な化学物質の区分を設定し、
要件を満たす薬剤を使用可能に変更

- エネルギー消費量(CO₂排出量)の削減を追加
- CO₂排出量を大幅に削減する酸素系漂白(オゾン漂白など)の場合には化学物質使用の例外を設定

■オーガニックコットン100%を変更 ⇒30%以上に変更

審査等における課題の改善について

■ 現行基準の審査で課題となっていた事項について、変更・追加等を行った。

- ・原料の証明事項の強化
未利用繊維、リサイクル繊維の証明において、原料の詳細、再生方法、配合率およびこれらの管理方法(管理帳票や責任者、確認方法など)まで提示を求める
- ・使用済み製品回収リサイクルの場合の製品設計
個々の認定製品単位で適切にリサイクルされる設計となるよう、製品単位のリサイクル可能率を設定
- ・使い捨て製品や小付属の判断目安を解説に整理
小付属(解説p6)、使い捨て製品(解説p14)の判断目安を解説に記載。関連してダストクロス等の基準配合率は一部引き上げ

認定基準項目の概要(1)

■未利用繊維・リサイクル繊維の使用

【4-1-1(1)】

製品全体(繊維部分質量)において、表1の基準配合率を満たすこと

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維	10%以上	未利用原料が10%以上	
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	再生ポリマーが50%以上
		25%以上	【繊維由来リサイクル繊維の場合】 故繊維由来の再生ポリマー25%以上
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	再生モノマーが50%以上
		25%以上	【繊維由来リサイクル繊維の場合】 故繊維由来の再生ポリマー25%以上
その他のリサイクル繊維	50%以上		

表2の品目は、表2の質量割合による

該当製品	基準配合率
防寒衣料	表1の基準配合率、または表生地にも占める質量割合が表1の基準配合率に1.2を乗じた配合率 ダウンジャケットについてはリサイクル羽毛100%でも可
作業用手袋	未利用繊維、反毛繊維の質量割合が70%以上であり、かつポストコンシューマ素材を50%以上 またはポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維の質量割合が50%以上
寝具、こたつふとん等	表1の基準配合率、または再使用した詰物80%以上使用
モップ	未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が25%以上

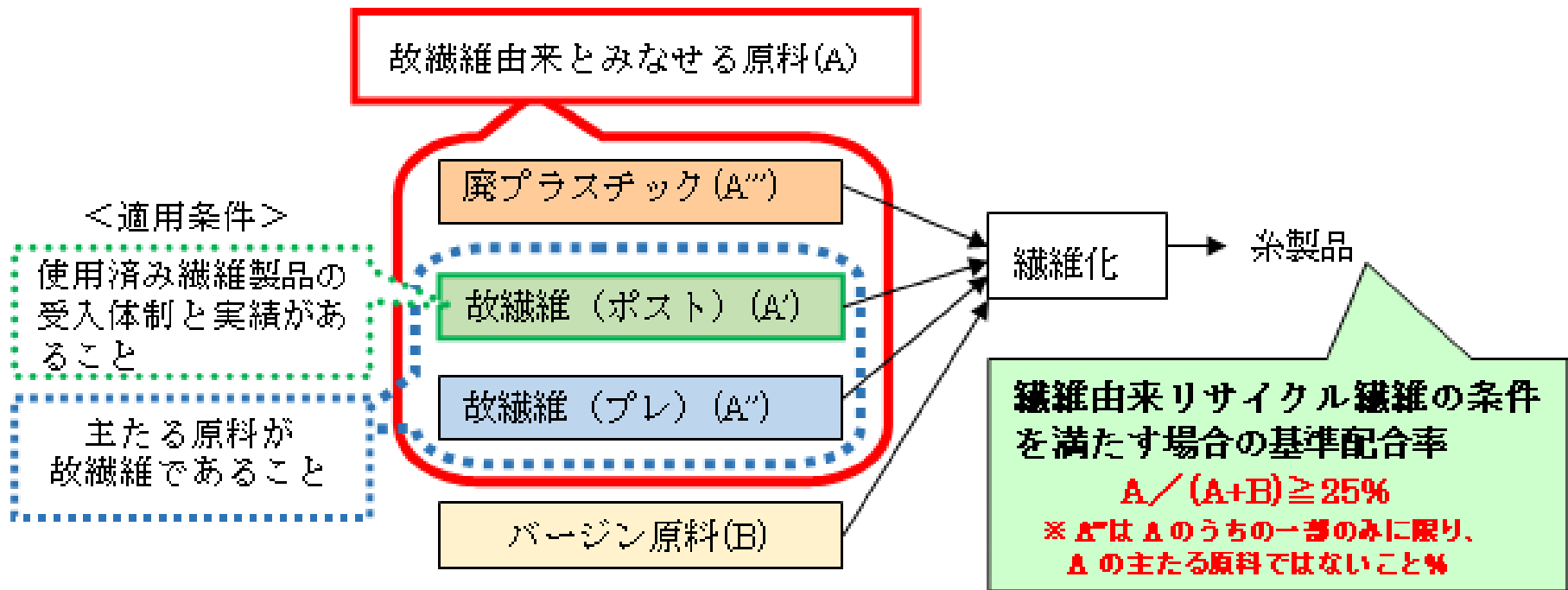
⋮

⋮

繊維由来リサイクル繊維について

■ ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維のうち、故繊維を主原料としたリサイクル繊維

⇒ 使用済み繊維製品の受入体制、リサイクル実績などの条件を満たす場合に適用（基準配合率を25%に優遇）



認定基準項目の概要(2)

■植物由来合成繊維の使用

【4-1-1(2)】

繊維製品全体(繊維部分質量)において、
バイオベース合成ポリマー含有率10%以上、
かつ植物由来合成繊維25%以上
+植物由来プラスチック(原料樹脂)の要件

表3の品目は、表3の質量割合による

製品	バイオベース合成ポリマー含有率および質量割合
防寒衣料	製品全体におけるバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上、かつ植物由来合成繊維の質量割合が25%以上 または、表生地におけるバイオベース合成ポリマー含有率が12%以上、かつ植物由来合成繊維の質量割合が30%以上
ニードルパンチカーペット	製品全体(繊維部分質量に樹脂部分などを加えた総質量)におけるバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上、かつ植物由来合成繊維の質量割合が25%以上

植物由来プラスチックについて

- エコマークで横断的に検討した「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱いについて」に基づき、植物由来プラスチックを原料とする合成繊維を新たに設定
 - PET繊維、PLA繊維、PE繊維が対象
 - 植物由来合成繊維：植物由来プラスチックを原料とする合成繊維。本基準では非生分解性の合成繊維を対象
 - バイオベース合成ポリマー含有率 (biobased synthetic polymer content) : 製品(または認定の基準で指定する部分)に占める植物由来合成繊維に含まれる植物由来原料分の比率。ISO 16620-1 3.1.5の定義。¹⁴C法によるバイオベース炭素含有率の測定結果から算出。
 - 植物由来プラスチック(原料樹脂)の要件
栽培地から原料樹脂製造までのサプライチェーンの把握(別表1)、LCA評価

認定基準項目の概要(3)

■使用済み製品の回収リサイクル

【4-1-1(3)】

- ①回収・リサイクルの仕組み、**製品の70%以上がリサイクル可能な素材で設計**、リサイクルできない部分のエネルギー回収
- ②引き取り・リサイクルすることと、要請の連絡先の表示
- ③**(任意事項)製品にリサイクル繊維、植物由来合成繊維10%以上使用**



グリーン購入法の「製品使用後に回収および再使用又は再生利用のためシステム」の判断の基準に適合するためには、③の要件も満たすことが必要

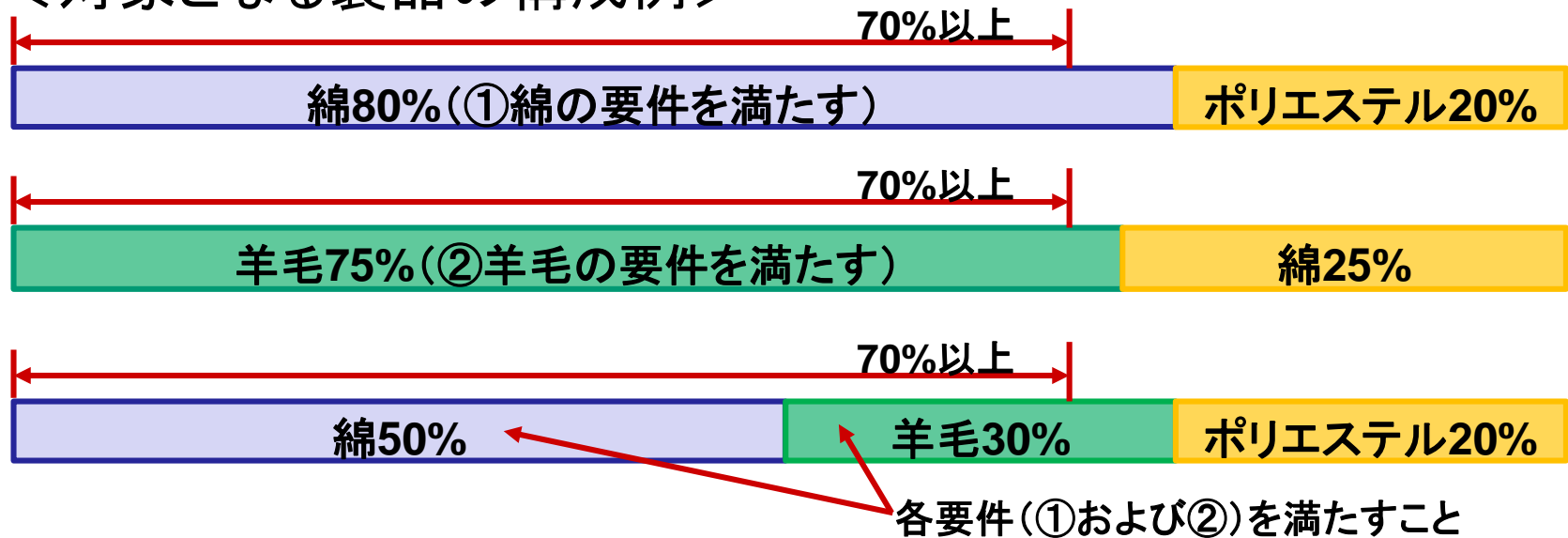
認定基準項目の概要(4)

■綿、羊毛、セルロース系化学繊維

【4-1-1(4)】

綿、羊毛、セルロース系化学繊維が製品の70%以上を構成する製品であって、①綿、②羊毛、③セルロース系化学繊維の各要件を満たすこと。

＜対象となる製品の構成例＞



認定基準項目の概要(4)①

■綿、羊毛、セルロース系化学繊維

【4-1-1(4)】

①綿(以下a、bのいずれかを満たす)

a糊抜き・精練・漂白工程について

従来工程と比べてエネルギー使用量(CO₂排出量)を削減

「無漂白」又は「酸素系漂白」であり蛍光増白加工なし

【無漂白】表4水生環境に有害な化学物質の使用がないこと

【酸素系漂白】(漂白剤を除き)原則として表4水生環境に有害な化学物質の使用がないこと。ただし、CO₂排出量30%以上削減の場合に限り、水生環境に有害な化学物質の使用量を削減、成分を残さないことで当該物質の使用可

水生環境に有害な化学物質(原則使用禁止)

【表4】

GHSによるH400、H410、H411に区分される物質

またはEU「リスクフレーズ」に基づくR50、R51、R52、R53に分類される物質

区分が明らかでない場合、以下のいずれかを満たす薬剤は使用可能

・GOTSにおいて使用が認められている薬剤

・経口毒性 LD₅₀>2000mg/kg、かつLC₅₀>100mg/L以上(又は生分解度によりLC₅₀>1~10mg/L)

使用可能な薬剤の例: 酵素、クエン酸、酢酸、グルコン酸ソーダ、ソーダ灰、天然脂肪酸

認定基準項目の概要(4)①

■綿、羊毛、セルロース系化学繊維(つづき) 【4-1-1(4)】

①綿

b製品全体に対し第三者認証機関の認証を受けた
オーガニックコットンを30%以上使用

- ・オーガニックの要件はEC規則、USDA/NOP、IFOAM認定プログラムなど
- ・申込製品が直接、又は申込製品の製造事業者が直接供給を受ける糸や生地が認証機関による証明可能なものであること

認定基準項目の概要(4)②

■綿、羊毛、セルロース系化学繊維(つづき) 【4-1-1(4)】

②羊毛

・クロム系染料の使用がない。

または使用がある場合は、表5の溶出基準を満たし、かつ染色工程の六価クロムの排水処理が適正であること。

物質名	対象製品	
	乳幼児	成人他
六価クロム	0.5 mg/kg以下(検出限界以下)	0.5 mg/kg以下(検出限界以下)
総クロム	1mg/kg以下	2mg/kg以下

・洗毛前の原毛(グリージーウール)における外部寄生虫防除剤の濃度が表6の制限値を超えないこと。

または、現場検証による不使用が確認。あるいは、洗毛業者の廃水対策、洗毛残留物の分解・リサイクル・エネルギー回収等

外部寄生虫防除剤の種類	総量制限値
γ -hexachlorocyclohexane (lindane), α -hexachlorocyclohexane, β -hexachlorocyclohexane, δ -hexachlorocyclohexane, aldrin, dieldrin, endrin, p,p'-DDT, p,p'-DDD	0.5 ppm
Cypermethrin, deltamethrin, fenvalerate, cyhalothrin, flumethrin	0.5 ppm
Diazinon, propetamphos, chlorfenvinphos, dichlofenthion, chlorpyrifos, fenchlorphos	2 ppm
Diiflubenzuron, triflumuron, dicyclanil	2 ppm

認定基準項目の概要(4)③

■綿、羊毛、セルロース系化学繊維(つづき) 【4-1-1(4)】

③セルロース系化学繊維(レーヨン、キュプラ等)

- ・原料(セルロース)が、第三者認証を受けた森林認証材、またはコットンリンターを70%以上使用
 - かつ、森林認証材以外の木材は、伐採に当たって合法的な木材であること
- ・パルプ漂白は塩素ガスの使用がないこと
 - 繊維製造に使用される溶剤は回収またはクローズドで再利用される設備を持ち管理されていること

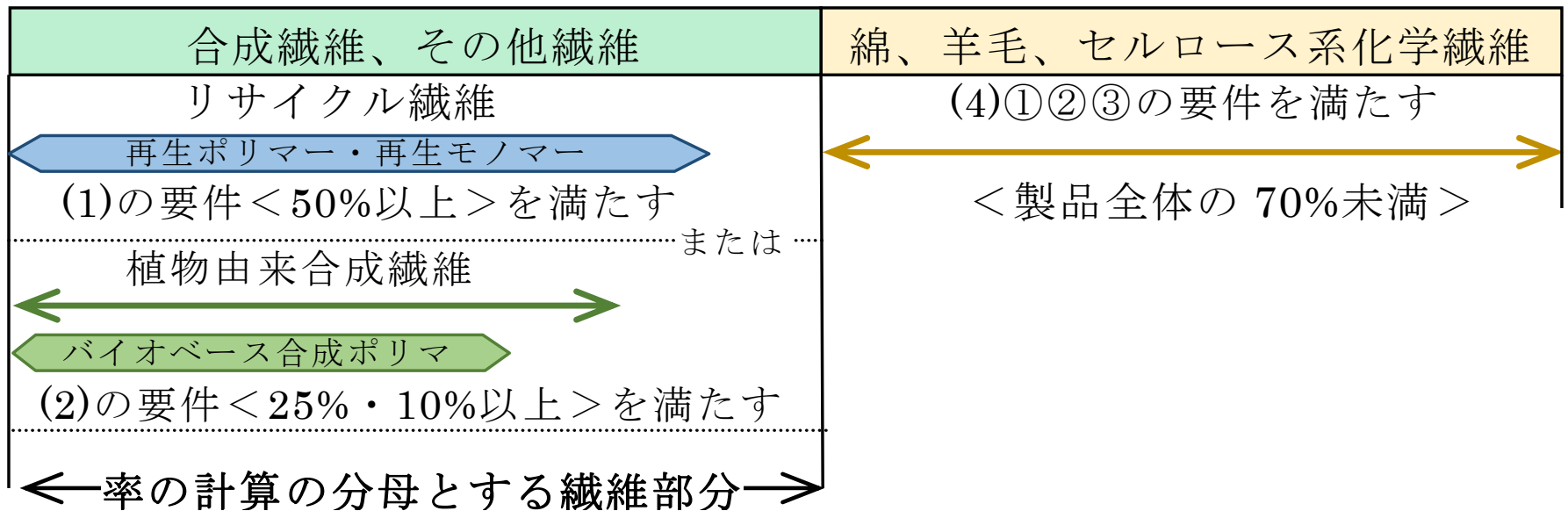
全認定基準項目の概要(5)

■(1)(2)および(4)の組み合わせ

【4-1-1(5)】

※4-1-1. (1)(2)および(4)の要件に該当しない製品が対象

- ・綿、羊毛、セルロース系化学繊維の繊維部分が(4)を満たす
- ・残りの繊維部分を分母として、(1)ポリマー/ケミカルリサイクル繊維または(2)植物由来合成繊維の要件を満たす



基準見直しの主なポイント

■ グリーン購入法との整合

特定調達品目におけるリサイクル繊維等配合率／
植物由来合成繊維／布団類の中詰の再使用など

■ 新たな評価項目の追加

繊維由来リサイクル繊維／羊毛／セルロース系化学繊維

■ 綿製品の要件の見直し

■ 現行基準の審査等における課題の改善

■ 有害物質の追加と他規格との整合

4-1-2.有害物質

有害物質の要件の見直しについて

■ 各種加工薬剤

- ・禁止難燃剤にヘキサブROMシクロドデカンを追加
- ・フッ素系撥水加工等の場合のPFOS,PFOA、乳幼児用製品のプリントにおけるフタル酸エステル類 (DEHP,DBP、BBP、DNOP、DINP、DIDP) の制限を追加

■ ホルムアルデヒド：インテリアのF☆☆☆☆等級を追加

- ## ■ 染料・顔料：製品に使用する染料・顔料を対象。羊毛のクロム使用も制限。発がん性染料、皮膚感作性染料はOeko-Texと整合して対象物質を追加。申込者管理や工場単位の不使用確認証明も可能に変更。

- ## ■ ハロゲン系ポリマー：規制対象の明記、適用除外について他商品類型と整合

認定基準項目の概要(6)(7)

■各種加工

【4-1-2(6)】

- ・防カビ、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白加工の配慮等。対象になる加工は表7の規制値を満たすこと

対象物質	対象製品
有機水銀化合物、トリフェニルすず化合物、トリブチルスズ化合物	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン、DTTB	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品
APO、TDBPP、ビス(2・3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	防炎剤、難燃加工剤が使用されている製品
PFOS、PFOA	フッ素系撥水剤、はっ油剤、防汚加工剤が使用されている製品
DEHP/DBP/BBP/DNOP/DINP/DIDP	乳幼児用製品でプリントがされている製品

- ・難燃剤のPBB、PBDE、短鎖塩素化パラフィン、**ヘキサブロモシクロドデカン**の使用禁止
- ・抗菌加工の場合は、SEKマーク等の認証

■ホルムアルデヒド

【4-1-2(7)】

- ・遊離ホルムアルデヒド量が表8の基準値に適合
- ・**インテリア等はF☆☆☆☆等級の認定でも可**

認定基準項目の概要(8)(9)

■染料・顔料

【4-1-2(8)】

製品に使用する染料、**顔料**について、以下の添加のないこと。

- ・①アゾ系色素(24物質)、②発がん性染料(9)、
③皮膚感作性染料(21)
- ・クロム(ただし羊毛のみクロムは4-1.(4).②.aを満たすことでも可)

■ハロゲン系ポリマー

【4-1-2(9)】

ハロゲン系プラスチック、繊維の使用のないこと。

(プラスチック部品、コーティング樹脂および繊維が対象。着色材、添加剤、フッ素系加工剤は本項目を適用しない)

ただし、防災物品・防災製品、**使用後回収される製品、および使用期間が平均して20年以上の製品は、適用除外**

認定基準項目の概要(10)~

4-1-3.その他の基準と証明方法

- 最終製造工場の環境法規遵守 【4-1-3(8)】
- 包装材のハロゲン系プラスチックの不使用等 【4-1-3(9)】
- 使い捨て商品でないこと 【4-1-3(10)】
- 付属品の供給・修理等(No103「衣服」の制服・作業服類のみ) 【4-1-3(11)】

4-2.品質に関する基準と証明方法

- 品質 【4-2(11)/(12)】
該当するJIS規格、業界や検査機関などの規格、または自社規格などにより、品質管理がなされていること
(再使用する詰め物の場合)洗浄、殺菌処理に関して新品と同等の品質管理(洗浄度など)
(がん具・人形の場合)がん具安全基準書への適合

5. 配慮事項について

認定の要件ではないが、配慮することが望ましい事項を追加

- 申込商品（または同様な代表商品）のLCAの実施、環境負荷低減効果の確認、結果の公表
- 使用後のリサイクルに配慮した設計
使用後の製品の回収・リサイクルに対する取り組みの実施、または自治体、団体、小売店舗などで行われる取り組みへの参加、協力
- 使用する綿原料に、可能な限りオーガニックコットンや未利用原料を使用

商品区分(申込区分)について

原則、製品区分、「商品名(商品ブランド名)」毎、かつ主環境要件(1)~(5)の選択項目毎に申込

* (1)~(5)ごとにさらに同一申込可能な区分を設定
(基本的に**同一の審査判断基準が適用される製品が**
同一申込可能な範囲となる)

例: 未利用繊維(基準配合率10%)使用の製品と、再生PET繊維
(基準配合率50%)使用の製品は別申込

* 現行基準であつたりサイクル繊維20%以内という要件は削除
⇒実配合率の違いは申込区分とは無関係に

エコマーク表示などについて

原則、Bタイプのエコマーク表示



エコマーク商品
再生PET繊維〇%
12345678
〇〇〇株式会社

- * 使用契約者名の表示があり、環境情報表示を含んだ認定情報をホームページに掲載、消費者相談窓口に対応の条件を満たせば、マークだけの表示も可能
- * 既認定商品、既使用契約者は現行どおりの表示も可能

グリーン購入法に該当する製品はエコマークホームページにおいて判断の基準への適合状況を公表

認定基準と関係書類について

「商品類型(認定基準)の紹介」のページ

商品番号	商品類型名 分類/適用範囲 (抜粋)	制定/改定日	有効期限日	商品数	企業数	詳細
111	木材などを使用したボード (Version2.4) JIS A 5905 およびA 5908 に規定されたボード、またはこれに相当するもの	2012.07.13	2020.06.30	20	8	詳細
112	文具・事務用品 (Version1.17) 筆記具、筆記具関連品、印章、朱肉、スタンプおよびスタンプ台、事務用具、紙製品、絵画用品および書道用品、ブックスタンド、卓上カレンダー、額縁(写真立て)・パネル、リサイクルボックス、はさみ、粘着テープ(製本テープ・両面テープなど)、グラウンド用白線	2014.04.01	2018.08.31	972	177	詳細
113	包装用紙 (Version3.3) 包装紙、包装袋、封筒などの原紙					
114	紙製の包装用材 (Version2.9) 包装用緩衝材、紙製包装用粘着テープ、ガムテープ、梱包用ペーパーバンド、紙ひも、紙トレー					
	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 (Version2.5) A. 屋外用品					

適用範囲
文具・事務用品 筆記具、筆記具関連品、印章、朱肉、スタンプおよびスタンプ台、事務用具、紙製品、絵画用品および書道用品、その他の文具、紙製品、事務用品および写真用品、ブックスタンド、卓上カレンダー、額縁(写真立て)・パネル、リサイクルボックス、はさみ、粘着テープ(製本テープ・両面テープなど)、グラウンド用白線

エコマーク商品番号 No.128

「建築製品(内装工事関係用資材) Version2.2」
認定基準書

適用範囲

- A. 工事用資材
- B. 商品工事用資材
- C. 商品工事用資材
- D. コンクリートおよびその他の工事用資材
- E. テープ工法関係工事用資材

付属証明書

申請書

1. 申請書に記入する事項は、以下のとおりである。

2. 申請書に記入する事項は、以下のとおりである。

3. 申請書に記入する事項は、以下のとおりである。

4. 申請書に記入する事項は、以下のとおりである。

5. 申請書に記入する事項は、以下のとおりである。

6. 申請書に記入する事項は、以下のとおりである。

7. 申請書に記入する事項は、以下のとおりである。

8. 申請書に記入する事項は、以下のとおりである。

9. 申請書に記入する事項は、以下のとおりである。

10. 申請書に記入する事項は、以下のとおりである。

No.103「衣服 Ver3」、No.104「家庭用繊維製品 Ver3」、No.105「工業用繊維製品 Ver3」

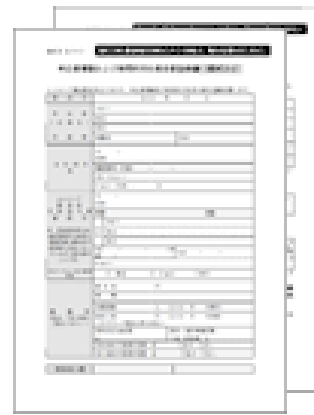
但し、正式な制定(=申込開始)迄は「認定基準案」のページ

認定基準

付属証明書、記入例

申込に必要な書類

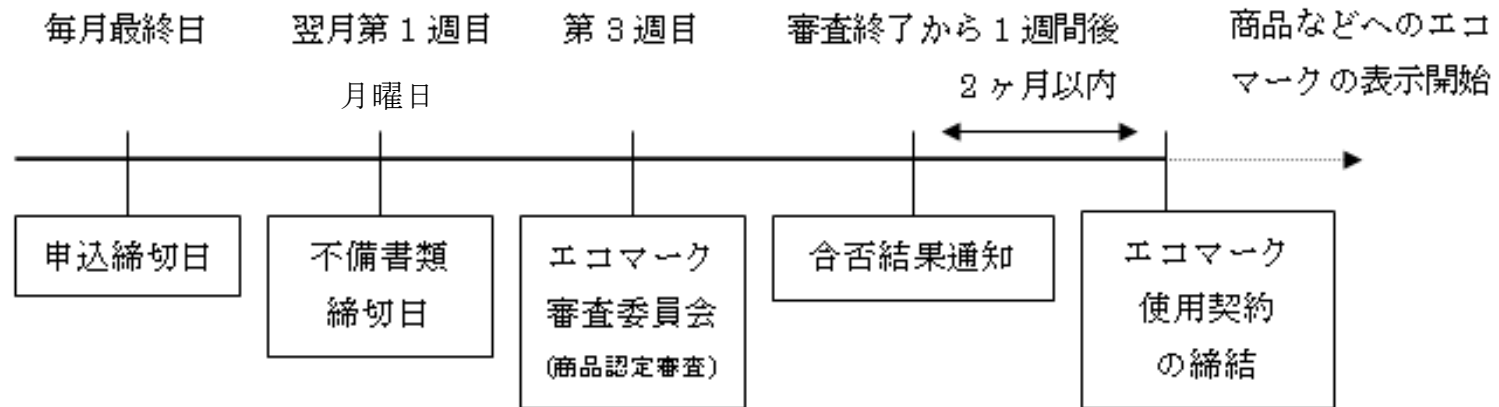
- ・ **エコマーク商品認定・使用申込書(様式2)**
- ・ 「申込者情報および使用料支払担当者登録書(様式3-1)」
- ・ 「エコマーク商品売上高(出荷販売額)実績(または推定)報告ならびに報告対象期間設定の届出書(様式3-2)」



様式3は申込者が初めて
エコマークのお申込をする
場合のみ

- ・ **該当する商品類型に規定される認定基準の
証明書類(付属証明書、記入表など)**

申込から使用契約締結までの流れ



- ・ 申込締切日:原則として、毎月最終日(土日祝日の場合は前日)
- ・ 不備書類締切日までに全ての書類が整った場合に、当月の審査委員会で審議
(不備書類等がある場合は書類充足まで審査保留扱い)



申込から審査結果通知まで最短1ヶ月程度

No.103「衣服Version3」、No.104「家庭用繊維製品Version3」、No.105「工業用繊維製品Version3」認定基準(案)に対するご意見は下記へご送付ください。

■ パブリックコメントの受付期間:

2015年 6月1日～6月30日

■ 送付/お問い合わせ先:

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局
基準・認証課 TEL 03-5643-6253

■ 郵送: 〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町
1-4-16 馬喰町第一ビル9階

■ FAX: 03-5643-6257

■ メール: info@ecomark.jp